

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

総合政策部 広報課

許認可等の内容		広報とちぎ広告掲載に関する決定
根拠法令等及び条項		栃木市広告掲載要綱第8条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市広告掲載要綱第3条
	参考事項	広報とちぎ広告掲載取扱要領
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市広告掲載要綱</p> <p>第3条 掲載できる広告は、市の品位、公共性及び公益性を損なわないものとするとともに、市民生活に関連したものであって、別表に定める掲載できない広告に該当しないものとする。</p> <p><中略></p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>掲載できない広告</p> <p>(1) 法令、条例又は規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの</p> <p>(2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの</p> <p>(3) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれのあるもの</p> <p>(4) 児童及び青少年の健全育成を阻害するおそれのあるもの</p> <p>(5) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの</p> <p>(6) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれのあるもの</p> <p>(7) 美観風致を害するおそれのあるもの</p> <p>(8) 交通の安全を阻害するおそれがあるもの</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定めるもの</p>	